



深夜酒類提供飲食店営業（深夜営業）

深夜酒類提供飲食店は、公安委員会に届出が必要です。



【簡単解説】

スナック、パブ（居酒屋）、居酒屋、やきとり屋、おでん屋、小料理屋、割烹、喫茶店などで客に酒類を提供して営む営業で、深夜（午前0時～午前6時まで）において営む営業は、深夜酒類提供飲食店といい、公安委員会に届出が必要です。なお、レストラン、すし屋、そば屋、中華料理店など営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営む営業については、たとえその営業が深夜に及んだとしても届出の必要はありません。

地域的規制

- ❑ 住居専用地域、住居地域（準住居地域を含む）を原則禁止（都道府県の条例により異なる）

営業所の技術上の基準

- ❑ 客室の床面積は9.5㎡以上（1室の場合は制限なし）であること
- ❑ 客室に見通しを妨げる設備がないこと
- ❑ 風俗を害するおそれのある写真、広告物、装飾等の設備がないこと
- ❑ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと。
- ❑ 営業所の照度が20ルクス超であること
- ❑ 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること

営業にあたっての禁止事項

- ❑ 18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの間に客に接する業務につかせること。ただし、営業の常態として通常主食を提供して営む営業等は除かれます。
- ❑ 18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの間に客として立入らせること。ただし、国家公安委員会規則で定める営業所及び保護者同伴の場合は除かれます。
- ❑ 20歳未満の者に酒類やたばこを提供すること。
- ❑ 深夜において客引きをすること。

営業にあたっての遵守事項

- ❑ 深夜、客に遊興させないこと。営業者が積極的に客に遊び興じさせることをしてはいけません。もちろん「接待」もできません。